
久留米市次期上津クリーンセンター
施設整備及び運営事業

事業者選定基準

令和5年5月10日
久留米市

久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 事業者選定基準

目 次

第1章 事業者選定の手順	1
1 事業者選定基準の位置づけ	1
2 決定の手順	1
第2章 参加資格審査	3
1 参加資格要件の項目	3
第3章 提案審査	3
1 提案書の基礎審査	3
2 提案書の定量化審査	3
3 開札及び入札価格の確認	8
4 入札価格の定量化審査	8
5 総合評価値の算出方法	9
第4章 提案書に関するヒアリング	9
第5章 審査結果等の公表	10

第1章 事業者選定の手順

1 事業者選定基準の位置づけ

久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を実施する落札者は、焼却処理施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、入札価格だけでなく、提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

この「久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という。）は、久留米市（以下「本市」という。）が本事業を実施する落札者の募集及び落札者を選定するにあたり、入札参加者を対象に交付する。

事業者選定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された提案書等を客観的に評価する基準、方法等を示し、入札参加者の行う提案内容に具体的な指針を与えるものである。

2 決定の手順

本事業における落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、2頁の図に示す手順で実施する。

（1）参加資格審査

本市は、提出された参加資格審査申請書により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

（2）提案審査

ア 提案書の基礎審査

本市は、提案書等に記載された内容が、事業者選定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。ただし、市が軽微な不備・不足と考えるものにあつては個別に落札者に確認し、提案書全体に影響を及ぼすような重大な問題が無く、部分的な訂正や対応の確認のみで問題ないと市が判断したもののについてはその限りでない。

イ 提案書の定量化審査

久留米市次期上津クリーンセンター施設整備に伴う事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、提案書に記載された内容について、事業者選定基準に示す審査基準及び得点化方法に従って評価する。

ウ 開札及び入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格（消費税及び地方消費税を含まない入札価格）が入札書比較価格（消費税及び地方消費税を含まない予定価格）を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が入札書比較価格を超える場合は失格とする。

エ 入札価格の定量化審査

委員会は、入札価格について、事業者選定基準に示す得点化方法に従って評価する。

オ 総合評価値の算出

委員会は、提案書及び入札価格の定量化審査における得点を合計し、総合評価値を算出する。

カ 落札候補者の選定

委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を落札候補者として選定する。

キ 落札者の決定

本市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。ただし、委員会が複数の落札候補者を選定した場合は、技術提案に関する得点の高いものを落札者とし、技術提案に関する得点が高得点であるときは、くじ引きにより落札者を決定することを基本とする。

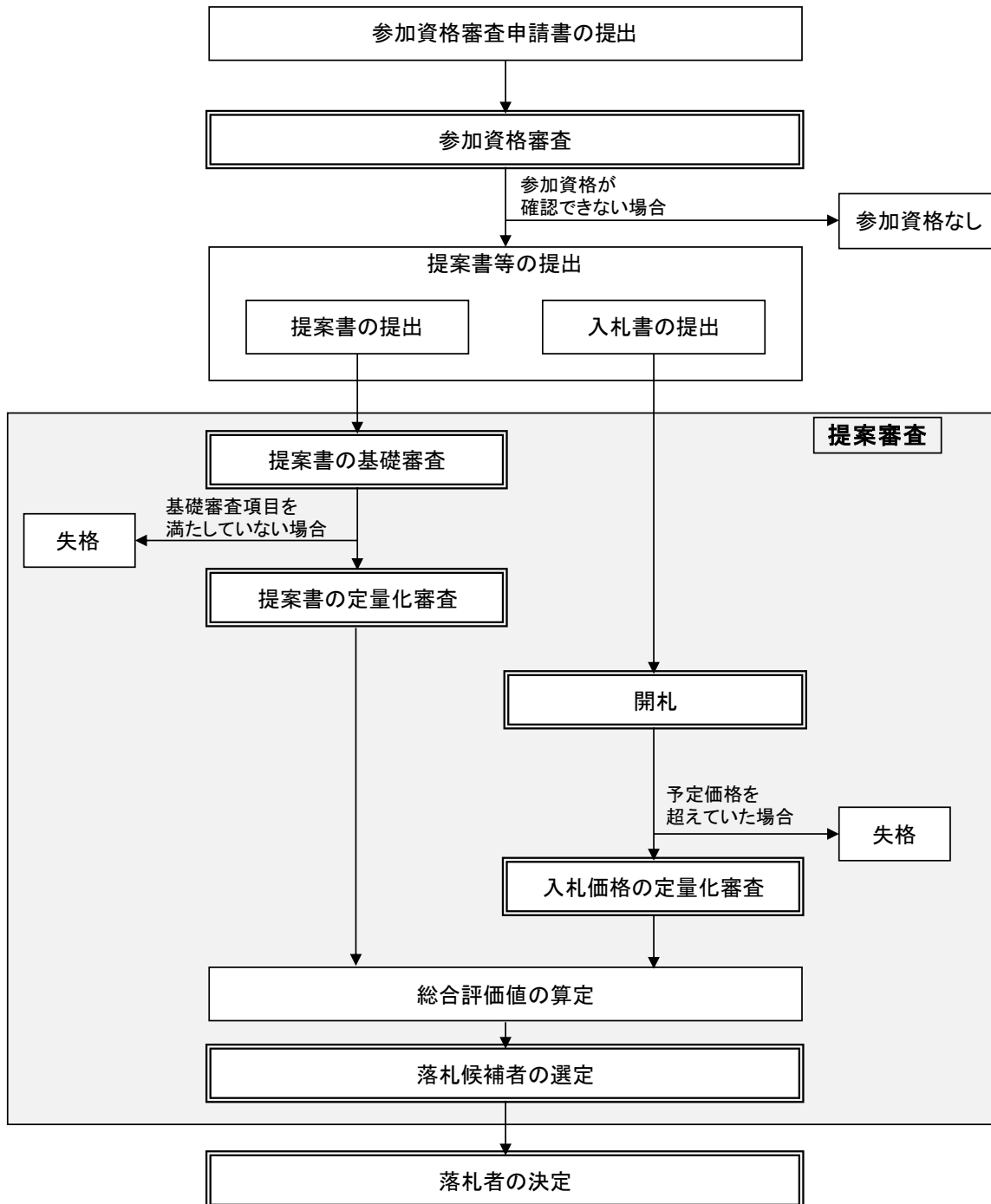


図 1 落札者選定の手順

第2章 参加資格審査

1 参加資格要件の項目

参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書を確認する。参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。

詳細については、入札説明書「第4章 入札参加者に関する条件等」（8頁以降）を参照のこと。

第3章 提案審査

1 提案書の基礎審査

(1) 提案書等の確認

提出された提案書等がすべて揃っていることを確認する。

(2) 提案書の基礎審査

提案書に記載された内容が、次に掲げる基礎審査項目を満たしていることを確認する。

ア 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。

イ 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

ウ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

2 提案書の定量化審査

(1) 提案書における審査項目及び配点

提案書の定量化審査の配点、審査基準及び得点化方法については、次期上津クリーンセンター施設整備基本計画（令和4年3月、久留米市）に示した施設整備の基本方針「①長期的に安定かつ安全なごみ処理」「②環境に配慮した循環型ごみ処理」「③財政負担の軽減」の実現に向けて、本市が本事業に対して民間の創意工夫の導出を期待する度合いにより設定した。

したがって、審査項目は、本市が民間に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

表 1 定量化審査の審査項目と配点

審査項目		配点	審査の視点	様式 番号 ・ 枚数
大項目	小項目			
1	全体事業計画	14点		
	① 組織体制、教育計画等 ＜建設・運営＞	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設時及び運営・維持管理期間の組織体制を示すこと。 ・ 各社の役割及び協力体制、人員配置及び組織体制についての妥当性・実効性を評価する。 ・ 通常時、緊急時及びトラブル時の組織的対応を評価する。 ・ 運営・維持管理期間開始時及び運営期間中における人員の教育計画等に係る提案を評価する。 	15-1-1 2枚 (別紙1 1枚)
	② 建設時の工程管理・品質管理・安全管理計画 ＜建設＞	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概略工事工程と遅延回避及び遅延時対応についての妥当性を評価する。 ・ 施工時の品質管理・安全管理・リスク管理についての妥当性を評価する。 	15-1-2 1枚
	③ 現施設運営に支障のない 施工計画 ＜建設＞	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の上津クリーンセンターの運営に支障をきたさない施工計画等の提案を評価する。 ・ 施工中の周辺への騒音・振動・通学時間考慮・周辺道路への汚れ防止等に係る対策等の提案を評価する。 	15-1-3 3枚
	④ 経営計画等 ＜建設・運営＞	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営・維持管理期間(20年)の事業収支計画における安定性を評価する。 ・ 資本金、財務的支援に係る提案等の考え方についての妥当性を評価する。 ・ 経営計画に係るリスク管理の考え方(保険付与等)についての妥当性を評価する。 	15-1-4 1枚 (別紙1 ～7各1 枚)
	⑤ 地場企業の活用、雇用の創出等 ＜建設・運営＞	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内業者や下請け企業との契約や業務について、不公正なものとならないようにするための提案を評価する。 ・ 工事・資材・用役調達・修繕等において、市内業者への発注額、入札金額に対する発注金額の割合等を評価する。 ・ 市内居住者の就労確保、同業務における有経験者(現施設の就労者を含む)の雇用者の採用に係る提案を評価する。 	15-1-5 2枚 (別紙1 1枚)

審査項目		配点	審査の視点	様式 番号 ・ 枚数
大 項 目	中 項 目			
2 長期的に安全かつ安心なごみ処理		30点		
1 安定・安全稼働を可能とする施設		20点		
① 処理施設の安定稼働 ＜建設・運営＞		5点	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントを安定稼働するためのシステム・工夫、その効果等を評価する。 ・ごみ量、ごみ質の変動への対応性(低負荷・高負荷特性)に係る提案を評価する。 ・故障・事件事例等、これまでの経験を踏まえたトラブルやヒューマンエラーの防止に係る工夫やその効果等を評価する。 	15-2-1 3枚
② 運転管理方法 ＜運営＞		3点	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な運転管理方法及び安全管理方法について計画性と妥当性を評価する。 ・セルフモニタリングの実施内容、頻度、報告内容等についての計画性と実効性を評価する。 ・運転管理に係るリスクが顕在化した際の影響に関して、その極小化に資する管理方針・管理体制等についての計画性と実効性を評価する。 	15-2-2 2枚 (別紙1 ～2各1 枚)
③ 完成後の配置・動線（屋外） ＜建設・運営＞		3点	<ul style="list-style-type: none"> ・現施設解体後の駐車場及びストックヤード等の設置を含めた敷地全体の配置動線計画についての利便性と効率性を評価する。 ・車両と車両、車両と人の安全確保についての計画性と妥当性を評価する。 ・計量車両の渋滞を考慮した車両動線の構築及び場内誘導・サイン計画についての計画性と妥当性を評価する。 	15-2-3 2枚
④ 完成後の配置・動線（屋内） ＜建設・運営＞		2点	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策及び作業効率の向上の工夫が施された機器配置及び作業動線計画等を評価する。 ・運転管理やプラント機器等のメンテナンスの容易性に配慮したプラント機器等の配置計画や屋内動線計画等を評価する。 	15-2-4 2枚
⑤ 災害に強い施設 ＜建設・運営＞		2点	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害(台風・地震等)発生時の影響・被害を最小化するための施設計画上の工夫を評価する。 	15-2-5 1枚
⑥ 災害発生時・トラブル時の対応 ＜建設・運営＞		3点	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時・トラブル時(火災、停電、故障)の影響・被害を最小化するための方策や早期の復旧への取組方策を評価する。 ・大規模地震が発生した際の対応(早期の復旧への取組方策、ごみ処理の継続方策、事業継続計画等)を評価する。 ・機器トラブルによる全炉停止を回避するための対処方法に係る提案を評価する。 	15-2-6 2枚
⑦ 搬入ごみへの対応 ＜建設・運営＞		2点	<ul style="list-style-type: none"> ・受入禁止物の混入防止策等に係る提案を評価する。 ・指定袋(無料)と可燃粗大ごみ(有料)の混載搬入時の効率的な計量方法についての計画性と妥当性を評価する。 	15-2-7 1枚

審査項目			配点	審査の視点	様式 番号 ・ 枚数
大 項 目	中 項 目	小項目			
2 長期的に安全かつ安心なごみ処理			30点		
2 施設の長期使用を見据えた取組み			10点		
⑧ 施設の長寿命化 <建設・運営>			3点	<ul style="list-style-type: none"> 35年間の使用を見越した施設計画上の工夫等(建築(外壁・屋根・内装等)・プラント機器の耐久性、使用する部材等)を評価する。 	15-2-8 1枚
⑨ 維持管理費の削減 <運営>			5点	<ul style="list-style-type: none"> 35年間にわたる施設の使用を前提とした施設管理計画(LCCを含む)を策定し、運営費・補修費・延命化改修(基幹改良)工事費等の削減への取組みについての計画性と妥当性を評価する。 安定稼働を確保した上での維持管理費を下げる提案を評価する。 	15-2-9 2枚 (別紙1 ~2各1 枚)
⑩ 事業終了時の円滑な引継ぎ <運営>			2点	<ul style="list-style-type: none"> 運營業務期間終了後、新たな事業者が継続して運営可能となる具体的な引継ぎ方法及び引き渡し状態の確認方法と内容等に係る提案を評価する。 運営・維持管理業務終了後5年間にわたり、大きな基幹改造・修繕が必要とならないようにするための、計画的かつ実行性のある点検・維持・補修の方法と内容等に係る提案を評価する。 	15-2-10 1枚

審査項目		配点	審査の視点	様式 番号 ・ 枚数
大項目	小項目			
3 環境に配慮した循環型ごみ処理		16点		
	①環境保全性能 ＜建設・運営＞	3点	<ul style="list-style-type: none"> 水銀や一酸化炭素等、処理過程において突発的に発生する可能性がある物質の検知及び対策に係る技術の実行性を評価する。 公害防止基準を確実に遵守する方策及び周辺環境への影響を極力防止するための方策の実効性と妥当性を評価する。 最終処分場の負担を軽減するための灰固化物の減量や品質を安定するための方策の実効性と妥当性を評価する。 	15-3-1 2枚 (別紙1 1枚)
	②エネルギー回収率向上 ＜建設・運営＞	5点	<ul style="list-style-type: none"> 発電効率向上、消費電力削減、効率的な操炉計画等による売電電力量最大化等に係る提案を評価する。 ごみ量、ごみ質の変動による発電量の低下を防止するための設計や年間を通じた安定的かつ効率的な発電計画に係る提案を評価する。 	15-3-2 2枚 (別紙1 ～2 各1枚)
	③環境負荷軽減 ＜建設・運営＞	4点	<ul style="list-style-type: none"> 省資源に資する低環境負荷材料の使用の考え方(使用品目、量等)に係る提案を評価する。 プラントにおける二酸化炭素排出の抑制等の地球温暖化防止に係る提案を評価する。 ZEB(Net Zero Energy Building)計画について、取得に向けて取り組む認証の種類を示し、省エネルギーに寄与する機器の採用、建築の環境性能向上や太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用等による一次エネルギー消費量削減率に係る提案を評価する。 	15-3-3 3枚 (別紙1 1枚)
	④意匠計画・景観 ＜建設・運営＞	2点	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境に融和するデザインを評価する。 建物外観を維持するための使用材料やメンテナンス手法を評価する。 	15-3-4 2枚
	⑤施設見学・環境学習等 ＜建設・運営＞	2点	<ul style="list-style-type: none"> 児童、高齢者、障がい者など、見学者の年齢や立場等に配慮した見学ルートの計画、見学ルートを見やすく清潔に保つ等の提案を評価する。 スペースを活かした効果的な環境学習の方策についての提案を評価する。 	15-3-5 2枚
〔非価格要素（技術提案）〕配点 計		60点		
4 財政負担の軽減		40点		
	(入札価格による評価)	40点	※後述 4「入札価格の定量化審査」を参考入札価格による評価により算出する。	
配点 合計				

※ 各項目について、審査の視点以外のその他の独自提案についても評価の対象とする。

※ 小項目の〈建設・運営〉は設計・施工業務及び運営業務を通じた提案を求めるもの、〈建設〉は設計・施工業務からの提案を求めるもの、〈運営〉は運営業務からの提案を求めるものを指す。

(2) 技術提案に関する得点化方法

ア 提案を求めている審査項目においては、次の5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表2 審査基準及び得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	当該審査項目について、特に秀でて優れている	配点×1.00
B	当該審査項目について、秀でて優れている	配点×0.75
C	当該審査項目について、優れている	配点×0.50
D	当該審査項目について、やや優れている	配点×0.25
E	当該審査項目について、要求水準を満たしている程度である。	配点×0.00

イ 各審査項目の評価点については、次の算出式により、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

算出式 【技術提案の得点算出式】	
$\left[\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{技術提案に関する得点} \end{array} \right] = \frac{\text{「各審査項目の配点×評価結果」の合計（7人分）}}{\text{委員人数（7名）}}$	

ウ イの結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

3 開札及び入札価格の確認

提出された入札価格が入札書比較価格を超えていないことを確認する。

4 入札価格の定量化審査

入札価格について、以下の算出式により得点を付与する。なお、得点は、小数第3位を四捨五入した値とする。

なお、定量化限度額は、入札書比較価格（消費税及び地方消費税額を含まない。）のうち、入札書比較価格を構成する設計・建設業務及び運営・維持管理業務それぞれの対価の80%と設定する。

(単位：千円)

	入札書比較価格（消費税及び地方消費税額を含まない。）	定量化限度額
設計・建設業務	24,594,945	19,675,956
運営・維持管理業務	13,300,000	10,640,000
合計	37,894,945	—

算出式【入札価格の得点算出式】

$$\left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格に関する得点} \end{array} \right] = 40\text{点} \times \left[\frac{\text{最低入札価格（価格点算出用）}}{\text{入札価格（価格点算出用）}} \right]^2$$

上式の算出式において入札金額（価格点算出用）は、以下のとおりと算出する。また、最低入札価格（価格点算出用）は、算出した入札金額（価格点算出用）のうち、最も低い入札金額（価格点算出用）を指す。

算出方法 【入札金額（価格点算出用）】

- ◆設計・建設業務、運営・維持管理業務の応札額（消費税及び地方消費税額を含まない。）がともにそれぞれの定量化限度額を上回る場合
入札金額（価格点算出用）＝設計・建設業務の入札金額＋運営・維持管理業務の入札金額
- ◆設計・建設業務のみの応札額（消費税及び地方消費税額を含まない。）が定量化限度額を下回る場合
入札金額（価格点算出用）＝設計・建設業務の定量化限度額＋運営・維持管理業務の入札金額
- ◆運営・維持管理業務のみの応札額（消費税及び地方消費税額を含まない。）が定量化限度額を下回る場合
入札金額（価格点算出用）＝設計・建設業務の入札金額＋運営・維持管理業務の定量化限度額
- ◆設計・建設業務、運営・維持管理業務の応札額（消費税及び地方消費税額を含まない。）がともにそれぞれの定量化限度額を下回る場合
入札金額（価格点算出用）＝設計・建設業務の定量化限度額＋運営・維持管理業務の定量化限度額

5 総合評価値の算出方法

「2 提案書の定量化審査」、「4 入札価格の定量化審査」により算出した各入札参加者の得点から、次の算出式により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

算出式 【総合評価値の算出式】

$$\left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \\ \text{（満点：100点）} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{技術提案に関する得点} \\ \text{（満点：60点）} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格に関する得点} \\ \text{（満点：40点）} \end{array} \right]$$

第4章 提案書に関するヒアリング

委員会は、提案書の審査及び評価を行うにあたり、入札参加者に対してヒアリングを行う。ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第5章 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。